

## 特別養護老人ホーム上の原 運営規程

### (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人上の原学園が設置運営する特別養護老人ホーム上の原（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえて、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 この事業は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

3 この事業を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画を作成し、提供するサービス及び機能訓練等の目標を設定し、計画的に行うこととする。

4 この事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム上の原
- 2 所在地 茨城県桜川市上野原地新田154-4

#### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（兼務）  
事業の管理運営等に関すること
- 2 医師 1人（嘱託・兼務）  
利用者の健康管理等に関すること
- 3 生活相談員 1人（兼務）

- 利用者の生活相談業務等に関すること
- 4 看護職員 2人（兼務）  
利用者の日常生活上の介護に関すること
  - 5 介護職員 4人  
利用者の日常生活上の介護に関すること
  - 6 管理栄養士 1人（兼務）  
給食の栄養管理に関すること
  - 7 機能訓練指導 1人（兼務）  
利用者の機能回復訓練に関すること
  - 8 事務員 2人（兼務）  
事業の事務に関すること
  - 9 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

#### **(利用定員)**

- 第5条 指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用定員は10人1ユニットとする（介護予防サービス定員を含む）。  
空床利用型 特別養護老人ホームの定員50人以内。

#### **(事業の内容)**

- 第6条 指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の内容は、次のとおりとする。
- 1 生活指導（相談援助等）
  - 2 機能訓練（日常動作訓練等）
  - 3 介護（移動や排泄の介助、見守り等）
  - 4 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者に対する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画の作成
  - 5 給食
  - 6 健康チェック
  - 7 入退所時の送迎
  - 8 入浴及び清拭

#### **(利用料その他、費用の額)**

- 第7条 指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）が法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額と同額とする。
  - 3 その他の費用の額は、次のとおりとする。
- (1) 送迎に要する費用 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があつ

た場合は、厚生労働大臣が別に定める場合を除き、次の費用を徴収する。

- イ 事業所から片道20キロメートル未満 2,000円
- ロ 事業所から片道20キロメートル以上 10キロメートル毎に1,000円

- (2) 食費 金額は重要事項説明書第4項および料金表を参照。
- (3) 嗜好品 実費
- (4) 滞在費 金額は重要事項説明書第4項および料金表を参照。
- (5) 前各号に掲げるもののほか指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族等に対し、サービス内容及び利用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 利用者が特例居宅介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 6 利用者は利用料を翌月25日までに、自動引落とし、払込み、現金による何等かの方法により支払うものとし、その方法は利用時に管理者と決定するものとする。

#### (通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、桜川市、筑西市、笠間市、真岡市とする。

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスの利用日に利用者に対して健康チェックを行い、利用不相当と認められた場合は、利用を拒否することができる。

- 2 他の利用者に対し著しく迷惑行為があった場合は、利用を拒否することができる。

#### (緊急時における対応方法)

第10条 利用者について、緊急事態が発生した場合には、主治医又は協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### (事故発生時における対応方法)

第11条 館内での事故及び送迎中に事故が発生した場合には、利用者の事故の状況を把握し、応援を求めると共に応急処置をする。また当事者は、上長(生活相談員、施設長)とご家族へ状況を連絡し今後の指示を受ける。

#### (非常災害対策)

第12条 非常災害に関する具体的計画をたてておくとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### (秘密保持)

第13条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘

密を漏らしてはならないものとする。

#### (苦情処理)

第 14 条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (損害賠償)

第 15 条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の提供により賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (記録の整備)

第 16 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結する日から 5 年間保存する。

#### (身体拘束の禁止)

第 17 条 本事業は、サービスの提供にあたって入居者又は他の入居者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行ってはならない。

- 2 事業は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

#### (虐待防止のための措置)

第 18 条 本事業は、入居者等の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定(責任者:施設長とする)
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年 2 回以上、新規採用時は必須)
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会(年に 2 回以上開催)での検討結果について従業者への周知徹底

- 2 本事業は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第 19 条 その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。

- 1 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。
- 2 指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事

項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

- 3 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人上の原学園と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附則	この規程は、平成29年	12月	1日から施行する。
	この規程は、平成30年	10月	1日から施行する。
	この規程は、平成31年	4月	1日から施行する。
	この規程は、令和1年	10月	1日から施行する。
	この規程は、令和2年	1月	1日から施行する。
	この規程は、令和3年	4月	1日から施行する。
	この規程は、令和3年	8月	1日から施行する。
	この規程は、令和5年	4月	1日から施行する。
	この規程は、令和5年	9月	1日から施行する。